

厚生労働省循環器病研究委託費 20指2  
「重症脳卒中における生命倫理に関する研究」

## 急性期脳卒中 無輸血治療希望事例対応マニュアル

厚生労働省循環器病研究委託費 20指2  
「重症脳卒中における生命倫理に関する研究」

主任研究者	宮本 享	(京都大学大学院医学研究科 脳神経外科教授)
分担研究者	位田隆一	(京都大学大学院法学研究科 教授)
	峰松一夫	(国立循環器病研究センター病院 副院長)
	鈴木倫保	(山口大学医学部 脳神経外科教授)
	塩川芳昭	(杏林大学医学部 脳神経外科教授)
	飯原弘二	(国立循環器病研究センター 脳神経外科部長)
研究協力者	橋本洋一郎	(熊本市民病院 神経内科部長)
	中島 弘	(大阪府立成人病センター 特別研究員)
事務局	森 久恵	(国立循環器病研究センター 脳神経外科)

# 急性期脳卒中 無輸血治療希望事例対応マニュアル

## I. はじめに

意識障害や神経症状を呈する急性期脳卒中においては治療方針に対する本人の意思を確認することがしばしば困難である。また、救急救命現場においては治療開始までに許される時間的猶予にも医療施設が投入できる人的資源にもおのずから限界がある。本マニュアルはこのような急性期脳卒中救急医療において、宗教的理由による無輸血治療の希望が示された場合に、救急医療を担う医療スタッフが、できる限り患者の希望に沿った医療を提供できるためには、どのように対応するのがよいかを、救急現場の実情に即して示したマニュアルである。

まず、いずれの医療施設においても、宗教的理由により通常の治療を拒否することがあってはならない。

なお、このマニュアルは、エホバの証人（ものの塔協会）信者による宗教的理由に基づく無輸血治療希望の事例に限った対応方法を示すものであり、その他の理由および場合については対応していない。

## II. 無輸血治療とは

『無輸血治療』とは、輸血ができる限り最小限度に抑え、安易な輸血を避ける治療をいう。無輸血治療は、絶対的無輸血治療と相対的無輸血治療の2つに分類される。宗教的理由に基づく無輸血治療希望とは、絶対的無輸血治療のみを指し、相対的無輸血治療とは厳然と区別される。

### (1) 絶対的無輸血治療

宗教的理由により、同種血輸血を受け入れず、輸血が必要で生命に関わるような状態においても代替療法をつらぬく立場である。なお、血液分画の使用はそれぞれの宗教上の理解により、認める場合もある。すなわち、絶対的無輸血治療とは、いかなる場合にも輸血は行わない。その結果患者が死亡に至ることが予測される場合であっても、輸血は実施しない。

### (2) 相対的無輸血治療

できる限り輸血を避ける方針で治療に臨むが、救命手段としては輸血を認める立場であり、救命するために必要であれば、輸血を行う。

## III. 医療施設の対応の原則

重症脳卒中の緊急入院をとりあつかう医療施設があらかじめ準備すべきことおよび対応の原則は以下のとおりである。

### (1) 救急症例における生命倫理問題に対応できる方針と体制をあらかじめ策定しておくことが望ましい。患者の無輸血治療希望への事前の意思表示【アドバンスディレクティブ】(以下「事前指示」)への対応指針が作成され、必要な体制が設けられていること、

およびそれらが院内に周知されていることが必要である。

- (2) 患者本人又は家族もしくは代諾者に対して、本人の症状と可能な治療法および病院の無輸血治療に対する方針を、入院時および治療開始前に十分に説明すること。治療開始前には治療方針について同意を得ることが必要である。
- (3) 無輸血治療の実施・不実施を含め、治療方針決定にいたる過程の透明性を担保するため、患者本人（家族など代諾者を含む）への説明内容確認は、担当医師単独ではなく、他の医師や看護師等を含む多職種複数名の医療従事者で行う事が望ましい。また、治療方針決定のプロセスは診療録へ詳細に記載し、臨席し得た者複数名が当該診療録に署名する。時間的に可能であれば、倫理委員会または倫理委員会委員長の承認を得ることが望ましく、それが可能でないときには、とった判断および措置は事後に倫理委員会に報告することが望ましい。

#### IV. 対応のプロセス（フローチャート）

- 1. 急性期脳卒中で意識障害を伴いかつ輸血治療が必要と判断される事例において、エホバの証人信者であることの申し出があった場合、主に下記のケースに分けられる

- 1.1 本人の事前指示があり、かつ代諾者もそれを認めている場合

→フローチャート①へ

- 1.2 本人の事前指示はあるが、代諾者はそれを認めていない場合

→フローチャート②へ

- 1.3 本人の事前指示はなく、代諾者が信者で無輸血治療を希望する場合

→フローチャート③へ

- 1.4 本人も、代諾者も無輸血治療を希望しない場合

→輸血の説明と同意を得る フローチャート④へ

- 2. 病院の方針および免責証書<sup>ii</sup>、他の確認を行う

##### 2.1 病院の方針の確認

2.1.1 無輸血治療に対する医療施設としての方針をあらかじめ決定し、開示しておくことが望ましい。この方針は、倫理委員会の審議を経て、病院長が定める。

2.1.2 無輸血治療に対する当該医療施設としての対応が既決、明文化されている場合は、その方針に従い、適合しているかどうかを病院長に確認する。

2.1.3 無輸血治療に対する当該病院としての対応が既決していない場合には、当該事例について生命倫理的な検討を加えて治療方針を決定する。治療方針は、最終的に病院長が判断する。

この場合、従前に同様の事例があれば、それらとの一貫性に配慮する。なお、できる限り倫理委員会や外部の専門家へのコンサルテーション等を介して、当該患者に対する無輸血治療希望に対する方針を決定する。

##### 2.2 免責証書の有無およびその記載内容を確認

2.2.1 免責証書の本人携帯、もしくは家族等第三者からの呈示がある場合、記

載されているべき必要事項を確認する

- 本人自署の原本であること
- 記載日時（現在の意思をも表現していることを示している根拠となる日時であること）

**2.2.2 免責証書がコピーである場合**、本人または代諾者に患者の自署であることと書類の記載時期を確認することとし、確認が取れない場合には、本人の事前指示はないものとして扱う。この場合、本人又は家族もしくは代諾者にその旨説明して理解を得る。

ただし、エホバの証人の医療機関連絡委員会<sup>iii</sup>に連絡を取ることを通じて真正な免責証書であることが確認できる場合には、有効な免責証書として取り扱う。

**2.2.3 免責証書不携帯の場合**、免責証書の記載内容に不備がある場合、または免責証書の存在がその場では確認ができない場合

患者本人の意思は不確実であるので、本人の事前指示がないものとして取り扱う。この場合、本人又は家族もしくは代諾者にその旨説明して理解を得る。ただし、エホバの証人の医療機関連絡委員会に連絡を取ることを通じて免責証書があること、または内容が明確であることが確認できる場合には、有効な免責証書があるものとして取り扱う。

### 3. 最終的な治療方針は下記の3つに分けられる

#### 3.1 絶対的無輸血治療

いかなる場合にも輸血は行わない。輸血を行わぬことにより、患者が死亡に至ることが予測される場合であっても、輸血は実施しない。患者の事前指示を尊重して絶対的無輸血治療を行った結果、当該患者が死亡に至った場合には、24時間以内に異状死として届け出る必要があるかどうかをあらかじめ当該地域の警察署へ照会しておき、必要な場合は事態発生後遅滞なく届け出る。

#### 3.2 家族もしくは代諾者の同意に基づく相対的無輸血治療

原則として輸血を避ける方針で治療に臨むが、患者を救命するために必要な場合には、輸血を行う。相対的無輸血の方針で手術等の治療に臨み、救命のために結果的に輸血を行った場合には、宗教的理由に基づく当該患者の輸血を拒否する権利を侵害する可能性がある。

#### 3.3 絶対的無輸血治療ないし同意に基づく相対的無輸血治療が不可能

この場合に、とり得る対応は下記の3つとなる。

##### 3.3.1 【転院の勧告】

転院を勧告する。エホバの証人の医療機関連絡委員会へも連絡し協力を要請する。転院先が見つからない場合にはやむを得ず下記の対応を選択する。

##### 3.3.2 【保存的・対症療法的治療】

輸血が必要となるような根治的積極的治療は断念し、保存的治療または対症療法的治療にとどめる。

##### 3.3.3 【その他】

輸血に関する同意がないにも拘わらず、救命の目的で、患者の事前意思に反して輸血を行なった場合、宗教的理由に基づく当該患者の輸血を拒否する権利を侵害する可能性がある。

---

i アドバンスディレクティブ advance directive 現在機能を持っている人が、将来自らの判断能力が失われた事態を想定して、その際自分に行われる医療行為への意向について事前に意思表示することを言う。

ii 免責証書 治療における医師の責任を問わないと示した証書。エホバの証人が呈示する書類では『医療に関する継続的委任状』のことをさす。

iii エホバの証人の医療機関連絡委員会

〒243-0429 神奈川県海老名市中新田 4-7-1

電話(046)233-0005 FAX(046)233-0009 E-mail [hidoffice@jp.jw.org](mailto:hidoffice@jp.jw.org)